

東京高裁総第 4663 号

(庶ろー03)

令和元年 12 月 18 日

最高裁判所事務総局家庭局長 殿

東京高等裁判所長官 今 崎 幸 彦

東京高等裁判所管内調停運営協議会の協議結果要旨について

(7月4日付け家二第725号に対する報告)

標記の協議会の協議結果要旨は、別添のとおりです。

## 令和元年度調停運営協議会結果要旨

### 第1 民事関係

#### 1 協議問題及び出題理由

##### 【協議問題】

###### 1 民事調停の更なる運営改善を図るための方策について

- (1) 評議の充実のためにどのような工夫がされているか。
- (2) 調停委員会における専門家調停委員や弁護士調停委員の役割、連携の在り方

###### 2 調停委員の技能向上のための課題と方策について

- (1) OJTを効果的に行うための工夫として、どのようなものが考えられるか。特に、新任調停委員について、どのような工夫がされているか。
- (2) 調停委員の技術向上のための研究会（事例検討会など）や研修の実情はどうか。それらの効果的な運用のために、どのような工夫が考えられるか。

###### 3 調停の利用を促進する広報活動等について

- (1) 民事調停制度の認知度を高め、より積極的な制度の活用を促す広報活動として、調停協会が主催する調停相談会や裁判所が行う調停説明会があるが、その実情はどうか。それらの更なる充実に向けて、どのような工夫が考えられるか。
- (2) ホームページや広報誌の活用状況はどうか。
- (3) 利用者の具体的なニーズに合った広報活動を行うための、国民の各種相談窓口、弁護士、司法書士等への働きかけの実情はどうか。

##### 【出題理由】

###### 1 協議問題1について

調停手続を通じて紛争を適正迅速に解決するためには、充実した評議が必

要不可欠であり、評議の重要性と工夫については、昨年のこの協議会でも議論され、認識の共有が図られたところである。

昨年の協議会では、評議の実施状況について、事前評議、中間評議及び事後評議に関する各庁の実情を伺い、それぞれのタイミングにおいて具体的にどのような内容について評議をしているか、各庁の実情をご紹介いただいた。

その上で、裁判官からは、事前の評議は、争点の確認、事情聴取するポイントや役割分担の確認のほか、調停委員会としての信頼関係構築という意味でも重要であると考えており、事後の評議に関しても、期日の記憶が鮮明なうちに次回に何を行うかを確認しておくことは大切ではないかと思うとのコメントが出された。

今年の協議会においても、昨年の協議結果を踏まえ、この1年評議を充実させるためにどのような工夫をしてきたか、具体的な方策や工夫例を伺った上で、さらに今後どのように取り組んでいくかなど、評議の充実の重要性に鑑み、引き続き議論したい。

また、調停委員会における各調停委員の役割は、一般有識者調停委員、専門家調停委員、弁護士調停委員によって異なる面があり、調停主任（裁判官）を含めた調停委員会における連携についても多様な在り方が考えられる。各委員の役割と連携の在り方について協議することで、今後の運用の改善に活かしたい。

## 2 協議問題2について

調停委員会が主宰する調停運営の充実を支えるのは、個々の調停委員の技能や意欲であり、各調停委員の技能向上の重要性はいうまでもない。

技能向上の方策の一つとしてOJTがあるが、効果的なOJTのための工夫例などを協議して認識を共有したい。

また、OJT以外の方策として、各庁の実情に応じて、事例検討会（ケース研究会）、ノウハウ承継のための研修などが実施されているところである

が、それぞれの取組みの実情についての情報を交換し、改善に向けてのヒントや留意点について議論したい。

### 3 協議問題 3について

民事調停制度の適切かつ有効な利用のためには、制度の認知度を上げる必要があり、さらに、一般的な認知度の向上に加え、各種相談窓口に来る相談者等の具体的なニーズを民事調停手続につなぐための取組みが必要である。

そこで、各庁で実施されている調停相談会等についての情報を共有し、工夫例や問題点を議論することを通じて、今後の改善に活かしたい。

次に、各種相談窓口、弁護士、司法書士等への働きかけの実情についての情報を交換し、今後の積極的な取組みにつなげたい。

### 2 協議結果

#### ◎ 協議問題 1について

(問題 1 の(1)に関する各庁意見)

- 申立人が、なぜ調停制度を利用したのかを念頭に置きながら、調停委員がそれぞれの立場からのアプローチで聴取を進めていくことを意識している。 (■)
- 期日前の評議において、ポイント（このポイントは必ずしも法的なものに限らない。）を整理し、当事者の状況や進行具合を確認しながら進めている。 (■)
- 思い込みや先入観を排除し、提出されている書面だけで決めつけをしないことを意識しながら、事前に調停委員同士で意見交換を行っている。また、聴取したい事項や提出を求める書面、論点、疑問点等をまとめた論点メモを作成し、相調停委員や裁判官とも共有して漏れや見落としがないかを確認している。 (■)
- 調停委員が作成した報告書に対し、裁判官がコメント（考え方や次回に向けた留意点など）を入れてくれることがあり、次回に向けた準備をする

上で大変役立っている。 (■)

(問題1の(2)に関する各庁意見)

- 医療関係、労働関係、交通事故関係の事件では、それぞれの専門家の調停委員が関与することになるが、役割分担としては、評議の際には、各調停委員がそれぞれの専門分野の観点から事件のポイントを述べていただき、弁護士調停委員や調停主任がバランスを取りながら進めていくことになる。また、解決案を作成する際には、本人申立事件の場合は、一般調停委員の意見を中心に、専門的な事件においては、専門家調停委員の意見を中心に弁護士調停委員や調停主任がバランスを取りながら進めていくことが多い。(■)

(問題1に関する裁判官コメント)

- ■簡裁においては、基本的に期日の10分ないし15分前には参集して評議を行えるようルール化して十分な評議を行えるよう努めていることはこれまでの協議会でも紹介しているところであるが、期日の重なり具合や調停委員の都合等もあって、評議に充てられる時間が限られる場合も生じ得る。

したがって、短時間で要領よく充実した評議を行うための工夫が、調停主任側、調停委員側それぞれに求められる。当庁では、各調停主任が事案の概要、争点、その他の参考事項を記載した手控えを作成し、それを踏まえて事前評議に備えることが多いが、事案によっては、そのような手控えあるいはそれを抽出したメモを調停委員にも配布して説明の効率化、認識の共有化に役立てようと試みている事例がある。また、直前に提出された書面等があり、調停委員が事前に確認する余裕がないと見込まれる事件については、書記官において記録上、提出書面の存在とその所在が分かりやすいよう示しておくほか、調停主任においてできるだけ、新たに出された主張の概要等を評議の席で説明するようにし、評議や進行に支障を生じさ

せないよう配慮することが増えてきている。

- 調停委員としては、調停主任を待つ評議待ちの間に、調停委員同士で事件の見立て、疑問点や評議で確認すべき点などを相互に協議するなどしているほか、第1回期日の事前評議の場とは限られないが、事件類型に応じ想定される証拠資料等が提出され相手方の主張もほぼ明らかになった場合には、例えば交通関係損害賠償事件では、損保関係出身の調停委員が各項目についての金額等の試算額を算出して用意したメモ等を、賃料増減額請求事件では専門家調停委員が当該地域の賃料相場とそれを踏まえた参考事項等をメモしたもの等を評議資料として用意し評議の効率化に役立てているとのことである。

調停委員会を構成するだれが何を作成すべきかを固定化する必要はないが、争点を可視化し認識の共有化を図る工夫は評議の充実に有用である。

- 調停委員の役割と連携について、各調停委員は自由に、また、積極的に評議に参加し、調停に関与することが求められるのであり、役割分担を意識し過ぎて発言を控えたりするようなことは望ましくない。

乗り降り自由の意見交換が評議の持ち味であることを意識して、弁護士調停委員以外の調停委員は、積極的に評議に関与すべきであるし、弁護士調停委員は、例えば、先に他の調停委員の発言を求めるなどして、自由に意見を交換できる雰囲気作りに意を払うようにしてほしいところである。

- 現地調停は、事案によっては、事件の実情をより深く把握することができると同時に、当事者からの信頼も獲得することができ、その効用は大きい。もっとも、とりあえず現場に行けば道は開ける、というような発想で紛争の実態を十分に見ることなく現場に赴くと痛い目にあうこともあるため、留意が必要である。

◎ 問題2の(1)について

(各庁意見)

- ベテラン調停委員が新任調停委員と組んで進めるOJTにおいては、実際にやってみながら、要所でその都度、アドバイスしていくことを繰り返し行うことが重要であると考えている。

新任調停委員向けの研修は、事例研究を中心に定期的に行っており、基本の習得を重視して取り上げる事例はオーソドックスなものが多い。また、先輩調停委員の経験談、失敗談を聞くことも大切であると考えている。(■ ■)

- OJTにおいては、期日前後のコミュニケーションを重視しており、期日前には早めに控室に入って事前の打合せを行い、期日後はポイントや気になった点などを振り返りながら記録を作成するなどしている。

調停協会主催の研修会においては、経験談に加えて、専門家調停委員を講師として専門的な知見の習得、日調連が作成した模擬調停のビデオを通じた調停技法の習得を行っている。(■)

(裁判官コメント)

- ■簡裁では、調停委員の指定にあたり、調停主任からの特段の指定がない場合には、第一次的に調停委員の特性等をよく承知した主任書記官が、調停委員候補者を選定候補者として指名している。その際、各庁においても行っておられるように、経験豊富な調停委員と新任あるいは経験の浅い調停委員を組合せるといった配慮を意識的に行っている。このような組み合わせを行うことにより、新任あるいは経験の浅い調停委員は、経験豊富な調停委員から、単に紛争処理に関してだけでなく、当事者に対する接し方、態度など、調停委員として活動をする上で基本となる全般的な留意事項等を学ぶことができる。この点は、一般調停事件のみならず、特定調停事件についても同様であり、少なくなりつつあるかつて大量の特定調停事件を処理した経験のあるベテラン調停委員と新任ないしは経験のない調停委員を組み合わせることを通じ、具体的ノウハウ等について学べるように

配慮している。

また、■簡裁では、可能な限り、調停主任が調停期日に立会することにしているので、通常行われる評議の場面のみならず、期日の中で、調停主任がどのように調停手続きを進め、当事者に対しどのような質問をし、当事者の応答にどのように対処しているかなど、調停主任による調停進行や運営についても関心を持っていただける体制にある。

- 事件を進行するうえで評議が重要であることについてはこれまで議論されてきたところではあるが、OJTという観点から見ても評議を利用して調停主任やベテラン調停委員が果たす役割は重要である。例えば、事前評議において、単にその日の進行の打合せにとどまらず、調停主任を中心に、民事調停の機能強化を意識した評議、すなわち、当該事件において、問題となる事実関係は何なのか、その事実をどのように認定していくのか、そしてその事実に法律を当てはめるとどうなるか、といった視点を意識して指摘しつつ評議を行うなど、育成を意識した評議運営が求められる。

事件ごとにこのような内容の評議を繰り返し行うことで、調停委員の事実認定についての能力や法的観点を踏まえた事件の見方が養われ、調停委員の技能の向上に役立つと思われる。また逆に、例えば、中間評議等において、「現在、当事者からこのような主張がなされ、このような書類が提出されているが、事実認定はどうすればよいか。」などといった質問を調停委員側から調停主任に対し積極的に行うことを通じて評議をOJTの場に繋げて行くことも有用であろう。

- 当事者と接する場面における技能を向上させるためには、いろいろな種類の事件を経験し、さまざまなタイプの当事者に接することが最も効果的であり、その際に、新任の調停委員としては、力量のある調停委員のやり方を間近で見ることができれば、それが最も有効である。

このことは評議のやり方を修得するに当たっても同じことがいえ、多く

の事件をベテランの調停委員のもとで経験するのが一番である。

◎ 問題2の(2)について

(各庁意見)

- 協会で研修を実施しているが、専門家調停委員の参加が少なく、専門外の部分に興味を持つてもらうことが難しい。([■])
- 年に5回、それぞれ民事・家事で一コマずつ研修を行っており、専門家調停委員が受講者となる機会はあまりないが、各専門分野における講師役として参加してもらうことが多い。([■])
- 県内の調停協会単位会毎では人数がさほど多くないため、各単位会が行う研修に相互乗り入れで参加できるようにしている。([■])
- 調停協会単位会として調停委員と司法委員有志による勉強会を1か月半に1回開催しており、裁判官に講師をお願いして法改正の解説や事例研究を中心に行っており、近隣の単位会にも声をかけているが、参加者を集めという面では本庁所在地以外の単位会で継続して行うことはなかなか難しい。([■])

(裁判官コメント)

- [■]簡裁においては、最高裁の民事局長通達に基づく研究会のほかに、新任調停委員の辞令交付式後の自庁研修として、裁判官による調停制度や調停運営についての講義のほか、先輩調停委員による経験を踏まえた講話と質疑応答を実施し、導入にあたっての不安を解消できるように配慮している。

そのほか、調停事件を扱っている[■]係ごとに裁判官が講師となった勉強会を年4回、実施している。この勉強会は、各係に所属する調停委員で組織される調停懇話会が主催し、各係の裁判官が講師となって行うものであるが、調停懇話会には、研修担当の役員・世話役があり、調停委員の関心にもとづいた勉強会のテーマ等の要望を取りまとめて

裁判官側に伝えることによって、その興味関心に即したテーマで勉強会が行われるように配慮している。この勉強会は、係ごとに行ってはいるが、その情報は、■簡裁に属する全調停委員に情報提供され、勉強会への参加は必ずしも自己が所属する係の勉強会に限定されていない。また、勉強会の後には講師の裁判官も参加した懇親会が設けられ、講義の補完、コミュニケーションの場として利用されており、この場は、ノウハウ等伝達の場としても利用されていると聞いている。

基本通達に基づく研修は、ケースを用い、ロールプレイ等を盛り込むなど、参加者の意欲を高める工夫をして、実践的な調停運営能力の向上に資するものとしているほか、自主的な勉強会では、債権法改正を盛り込んだ事例研究や、賃料増減額請求事件、交通事故損害賠償事件、高齢者の調停手続きといった、調停運営に携わるもののが関心が高く、事件処理や調停運営に有用な知識付与に役立つものをテーマとし、それらの研修が相互補完的に研修研さんの効果を高められるような工夫をしている。

- 実際のケースを利用した事例検討会や研究会は、そこでの疑似的な体験や成功例や失敗例の共有を通じて、技能向上が期待することができ、有意義なものが多いと思われる。また、現役調停委員やOB調停委員、あるいは、裁判官から、講話や講義といった形でアドバイスをもらうことも有益である。

- 問題3について ((1)ないし(3)一括)

(各庁意見)

- 裁判所と連携して、高校生に対する模擬裁判、市町村や行政機関の相談窓口担当者向けの制度説明会といった企画を行っているほか、簡裁判事が弁護士会に出向いて若手弁護士向けに調停制度に関する講演も行っている。

(■)

- 調停手続相談会を年2回行っている。費用のかからない地方紙や市町村

の広報誌に掲載してもらい周知をしているが、それだけでは一般の方の目に触れる機会としては少ないよう思う。また、裁判所が地方紙に依頼して調停制度に関するコラムが掲載されたことがあった。(■)

- 年1回行っている調停手続相談会には毎年80件～100件程度の相談があり、今年度も87件の相談があった。開催にあたって地方紙に記事を掲載してもらうことに加えて地方自治体に依頼して地域の回覧板で案内のパンフレットを配布してもらえるようにしている。(■)
- 調停協会単位会ごとに調停手続相談会を実施しているが、人が集まらないため、以前はすべての単位会で実施していたものが、実施する会が減っている。このほかに各自治体の相談窓口担当者向けの説明会や調停ガイドの配布、弁護士調停委員が、弁護士会主催の市民法律講座や若手弁護士向けの説明会の中で調停制度説明を行う等の活動をしている。また■民事調停協会連合会では10年以上前からホームページを開設して広報を行っている。(■)
- 調停手続相談会を年1回、県内4か所で実施しており、併せて100人位の相談者が訪れた。相談に来た方に相談会を知ったきっかけを聞いてみると、毎回開催案内を掲載してもらっている市の広報紙を見たという方が多かった。

このほかに駅や図書館にポスター掲示やチラシ備置き依頼や、行政向けの制度説明会で模擬調停を行うなどしている。市役所、消費センター、民生委員といった相談者に近い立場にある人への広報が重要であると考えている。(■)

(裁判官コメント)

- これまで■簡裁が実施した各種の広報活動や消費者紛争関係機関との事務打合せの結果などからすると、残念ながら、■民（市民）の民事調停制度に対する認知度が低いという事実に加え、都内の消費者センター等の

窓口相談員においても民事調停制度自体あるいはその制度内容の特質等を知らない人が多いという実態が明らかとなっている。各種相談機関の相談員が、本来は民事調停にふさわしい紛争案件の相談を受けても、これをうまく民事調停に繋げることができていないとの現状が多くあると見られることから、広報活動に当たっては、これまでのような単に民事調停制度の説明に留まるのではなく、もう一步踏み込み、民事調停を利用してどういう具体的な紛争が解決可能なのか事例等を盛り込んだ説明を行うなどの工夫が必要と思われる。

そこで■簡裁では、裁判所が行う広報活動の企画に当たって、対象者を一般人向け、高校生向け、各種相談機関の相談員向け、法律家向けごとに分類して、それぞれのニーズに合わせて、模擬調停方式、ロールプレイ方式、パネル式講演会方式、講演会方式を検討し、合わせて紛争解決ができた具体的な事例紹介も取り入れて、民事調停制度が紛争解決手段の一つとして極めて有用であることを理解してもらえるように努めている。

○ 広報活動としては、引き続き調停協会が主催する調停相談会や裁判所が行う調停説明会などに鋭意取り組む必要があるものと考えられるが、裁判所が行う調停説明会の一つである「出張講座」においては、今年度から裁判官、主任書記官に加え、現職の調停委員にも参加をお願いして、調停委員から経験談などを披露してもらうなどの新たな工夫を行って実施している（最高裁民事局に上申し、調停委員へ旅費を支払った。）。

なお、聞くところによると、日調連では、来年度から、消費生活センター、市区町村等の相談窓口担当者向け調停手続相談を日調連の事業として行えるようになったと伺っており、その実施に当たっては裁判所との共催をも検討しておられるようである。これが実現すれば、今説明した■簡裁での試みと同様の取組みを全国規模で行うことが可能な状況が生まれるようにも思われる。各地でどの様な取組みが行えるか連携を調停協会と模

索されてはいかがであろうか。

### ○ ホームページや広報誌の活用状況

■簡裁では、これまで各種の広報行事の実施について、裁判所のホームページに掲載して一般市民へ参加を呼び掛けてはいるが、ホームページの掲載だけでは必ずしも大きな成果は上がっていないように見受けられる。その原因としては、最高裁のホームページから■簡裁のホームページまでなかなか辿り着けないという事情が影響していることが考えられる。今後、ホームページの掲載方法の工夫を含め検討する必要があるようと思われる。

また、ご承知のとおり、一般新聞の地域欄や市町村の広報誌へ裁判所の広報行事が掲載されると、かなりの問合せや参加希望が寄せられている。そのため、当面は裁判所のホームページへの掲載に加え、新聞各社や市区町村への広報行事の掲載依頼等の協力要請を引き続き行うことが必要ではないかと考えている。

そのほかの工夫例として、■地裁、■簡裁では、平成30年7月から「調停広報だより」というペーパーを不定期で発行しており、裁判所で実施している広報活動の内容等について民事調停委員らに配布し、裁判所がどのような広報活動を行っているかの予告と実施後の結果報告を掲載してお知らせするとともに、口コミで広報行事への参加や周辺の関係者への働きかけを呼び掛けている。

なお、スマホでも視聴できる広報材料として、最高裁のホームページに「5分くらいでわかる！！民事調停制度」や政府インターネットテレビに「意外とお手軽！身近なトラブル迅速解決 簡易裁判所」があり、各府で作成する広報資料にこれらを閲覧するためのURLやQRコードを掲載して、若年層を含めた市民に対し調停制度の周知を働きかけることを試みてはいかがであろうか。先ほどご紹介した高校生対象の模擬調停の際のアン

ケートで、調停制度に対する肯定的評価とともに「調停という制度を家族や友達に広めたいと思った。」といった感想も述べられており、将来的に有望なターゲットになるのではないかと思われた。

○ 利用者の具体的なニーズに合った広報活動を行うための、国民の各種相談窓口、弁護士、司法書士等への働きかけ

■ 簡裁が、対象者を一般人向け、高校生向け、各種相談機関の相談員向け、法律家向けごとに分類し、それぞれのニーズに合わせて、実施方式を検討した上、具体的な事例紹介も取り入れて様々な広報活動に積極的に取り組んでいることは、先ほども御説明したとおりである。

関係機関との事務打合せや過去に実施した模擬調停などの各種機会を利用して調停説明会や出張講義の内容等に関する具体的ニーズを把握したり、民事調停委員から情報提供を受けたり、近隣の警察署へ働きかけを行ったりしてニーズを把握して広報活動に繋げるようにした結果が東京簡裁の広報活動の現在を築いている。また、弁護士会や司法書士会から裁判所に対して講師派遣の要請もあり可能な限りこれらにも応じている。

また、説明に当たっては一般的抽象的な説明にとどまらず、調停に持ち込まれる事件類型を具体的に解説するなどの工夫を凝らすことを通じ、消費者センター等の相談員らからは、自分たちの取り扱っている相談事例のうちどういったものが調停と近親性があり事案の解決のために利用できるのか具体的に分かったとか、企業の相談担当者や弁護士会からは、対企業間の紛争であっても調停で解決されている事案があり、調停での解決がふさわしいと考えられる事例があることを認識できたといった感想が示されており、それぞれのニーズに合った広報活動を行うことの有用性は明らかであると思われる。

○ 調停協会が主催する調停相談会、裁判所が行う調停制度説明会などは、一般的な広報という観点からは有益なものであり、これまで重要な役割を

果たしてきたものということができる。

紛争の渦中にある人々にとって、その解決を求める紛争解決手段は多様化し、それらについての情報も増えており、このような状況に照らすならば、調停相談会や説明会の取組みについても、これまでの蓄積を尊重しつつ、対象となるターゲットの絞り込みや、その目的や趣旨を個別化して他のルートとの差別化を図るようなことがあってよいように思われる。

## 第2 家事関係

### 1 協議問題及び出題趣旨

調停の運営に当たっては、適時適切な評議の前提として当事者からの事情聴取によって紛争の実情を把握することが重要である。特に面会交流事件は、当事者の心情や主張、子の意向や心情及び関係者を取り巻く状況が変動し得るから、これらを適時に把握し、把握した事情を踏まえ、隨時、進行方針や働き掛けの方向性を検討する必要がある。また、それだけでなく、調査官調査及び評議に基づく進行方針や働き掛けの方向性によって、聴取すべき事情も隨時変化する。

そこで、次の点について、協議し、各庁の実情や対応を伺いたい。

#### (協議問題1)

面会交流事件について、調停委員において、事情聴取によって、当事者及び子の心情や状況を把握しようとする際に、意識すべき点や留意すべき点は何か。初回期日と続行期日とで、意識すべき点や留意すべき点にどのような違いがあるか。

#### (協議問題2)

- (1) 面会交流事件の事情聴取に当たって、調停委員と裁判官及び調査官とは、どのような役割分担や連携をすることが望ましいか。
- (2) 調停委員として、望ましい事情聴取を実現するために、裁判官及び調査官に対し、どのような働き掛けをしているか。
- (3) 裁判官や調査官との望ましい役割分担や連携が、その後の事情聴取に生かされた実例、裁判官や調査官との連携をその後の事情聴取に生かすための方策としてどのようなものがあるか。

例えば、調査結果が出された次の期日における、調査結果の当事者へのフィードバックの在り方について、現実の調停において、どのように定められたり、その取組がされたりしているか。

### (協議問題3)

当事者間でDVの有無が問題になるなど、面会交流の実施が子の利益に適うか否かが明らかではない事案において、当事者から事情を聴取する際、留意すべき点は何か。

## 2 協議結果

### (1) 各庁意見

#### (協議問題1に関する各庁意見)

- 面会交流事件では、当事者からの聴取だけでは子の真意や心情を把握することが難しく、代理人が付いている場合には、当事者本人の真意を把握することも難しい。フロントラインに立つ調停委員としては、事情聴取の際には、当事者の表情等の様子も見ながら対話を通して当事者の気持ちを受け止めつつ真意を探るようにしている。 (■)
- 当事者の心情が揺れ動いていることを考慮しながら、主張や事情を把握していくことが重要であり、最初の聴取においては、フラットに当事者それぞれの意向を丁寧に聴取することを心がけている。面会交流事件においては当事者双方と子の3者の意思を確認することになるが、子の状況は同居親から確認するしかないという点を意識しなければならない。 (■)
- 面会交流事件では、子、両親、時には祖父母など登場人物が多いが、事情聴取においては、子の真意や心情を把握することに力点を置いている。初回の当事者との対し方としては、当事者との人間関係の構築を第一に考え、当事者双方に対し、謙虚な姿勢で、同じように接するようにしている。また、期日間で任意で面会交流ができたようなケースにおいては、面会に行く前と行った後の子の言動や表情がどうだったか、その様子を親として見てどのように感じたのかといった点を、こちらとしてはなるべく冷静に、双方に対して同じように確認するようにしている。 (■)
- 当事者が、自分の立場に固執するあまり、聴取の際に語り切れていない

部分が見て取れる場合には、簡単に書ける陳述書のひな型を渡して、育成歴や監護養育状況、今後の監護の見通し、監護への協力態勢等を書面で提出してもらうことがある。また、初回の聴取では、信頼関係の構築のために、いろいろな話を交えながら全体像の把握に努め、2回目の聴取から問題点の把握を進めていくよう心掛けている。（■）

- 調停委員が、初回から面会交流ありきのような姿勢で接すると、同居親の反感を買ってしまうことがあり、初回は当事者の感情を受け止めながらも冷静に事実確認することを意識し、2回目以降から事実関係に沿っての聴取を進めている。（■）
- 初回については、全体像の把握と信頼関係の構築を最も意識し、個別の事実関係を突っ込んで聞くことは避け、面会交流の説明においても法律的なことはあまり言わないようにしている。2回目以降から、双方で食い違っている部分を個別に聞いていくよう工夫している。（■）

（協議問題2に関する各庁意見）

- 事件の内容や争点について期日毎に評議をして進め方を検討しているが、感情的な対立が激しいケースでは、調停委員から適切なアドバイスをしているつもりでも、なかなか理解してもらえないことも多くあり、そのような場合には裁判官からも当事者に説明していただくようお願いすることがある。また、特に監護親は自分の考えのとおり子も考えていると思い込んでいることがある、そのような場合には、子は双方の親の間で板挟みになり辛い立場であることを理解してもらい、思い込みから少しでも脱却するための助言を心掛けている。（■）
- 裁判官、調査官、調停委員の三者で、どうしたら面会交流が実現し、継続できるのか、どのような方法がとれるのか、何が阻害する要因なのかといった点を共有した上で、調停委員は、これまでの人生経験に基づいて当事者と対峙し、争点整理、調整、助言をしっかりと行うための事情聴取をし、

問題点を裁判官や調査官に要領良く伝え、調査官は、専門的知見から調停委員会の支援を行い、裁判官は、最終的な行く末を見据えて進行をコントロールし、調停委員と方向性を共有しながら調停を進行していくことになる。(■)

- 期日間に調査官の報告書が作成され、当事者がその内容を確認した後の期日では、その内容に関して当事者から反発や弁解が述べられることがあるが、調停委員としては、当事者の感情を受け止めてフォローすることが大切である。多くの当事者は、第三者からの客観的な意見として報告書の内容を概ね受け入れることが多く、報告書の内容をうまくフィードバックすることで、これまで全く聞く耳を持たなかつた当事者に変化が見られ、面会交流に向けて一歩踏み出すこともある。(■)
- 当事者が自分の考えに固執し、相手が100パーセント悪いと決めつけているようなケースでは、調査官の報告書にも納得しないことがあり、そのような場合には、期日前に調査官とともに報告書を確認し、報告書に書ききれない部分を汲み取り、当事者にどのように説明するかを考えながら期日に臨んでいる。期日ではやり方を工夫しながら報告書を冷静に読んでもらえるよう努め、次回までに反論や異なる点を検討してもらうようにしている。また、どのように働きかけたらよいのか方向性が見えないケースもあり、そのような場合には裁判官と評議している。(■)
- 聴取能力アップのための取組として、自主研修を実施しており、任命から3年目までに全員が研修を受けるようになっている。研修では、面会交流のロールプレイを行っており、調査官にも立ち会っていただき、面接技法等についてアドバイスをいただいている。(■)
- 面会交流の法的側面に関しては裁判官、面会交流に係る面接技法に関しては調査官、精神疾患のある方への対応に関しては医務技官、というように、テーマに応じた講師による自主研修を実施している。また、調停協会

で「家事調停の道しるべ」という冊子を作製しており、面会交流編では、一般的な考え方から少し踏み込んだ部分まで記載されたものになっている。(■)

(協議問題3に関する各庁意見)

- 申立人から、同居親である相手方にDVがあるケースでは、相手方の被害者意識が強く、子どもの状況を把握しようにも聴取が難しい。調査官の調査結果を伝える際なども含めて、まずは子の状況を把握することが第一であることを理解してもらい、落ち着かせながら話を聴いていくよう心掛けている。また、面会交流ありきではなく、どのようにするのが子にとって一番良いのかを考え、慎重に進めていくようにしている。(■)
- 第1回期日で当事者との信頼関係を作つておかないと、当事者双方ともなかなか本当のことを話してくれない。非監護親は子の状況を心配し、監護親は「私はちゃんとやっている。」と主張する状況では、調査官にも立ち会っていただき、試行面会を通じた現状把握も視野に入れながら取り組んでいる。(■)
- 面会交流事件においては、禁止制限事由や阻害要因の有無を確認し、相手方が面会交流を不相当だとする具体的な事情を突き止めなくてはならないが、DV事案で、相手方が恐怖している状況では、いくら面会交流の意義や必要性を説いても分かってはもらえない。このような場合には、当事者と信頼関係を築く中で、面会交流に前向きになってもらうためにどのような環境整備が必要になるかを考えながら進めている。また、話が進んでいくと、些末な部分での条件闘争になってしまうこともあるので、裁判官と評議しながら、調査官の調査結果も参考に、拒否する側の心をいかに開かせるかを考えて取り組んでいる。(■)

(2) 裁判官コメント

(協議問題1について)

面会交流の事情聴取においては、先入観にとらわれず、子の利益を最優先に考えて、どのような面会交流が望ましいかに関連する事情等を聴取する必要があり、対立がある当事者の気持ちを受け取りつつ、時機を捉え、面会交流の意義、必要性、配慮すべき事項なども丁寧に説明し、子の状況や心情に對して目を向けさせ、何が子の福祉・利益に資するかを考えさせることも必要となる。

特に、初回期日では、調停委員会にとっては、最低限の情報しかないことが多いので、全般的に事情を聴取しながら、関連事情を整理していくことになり、これに対し、続行期日においては、それまでの段階で、既に得られた情報を踏まえた評議によって、何らかの仮説が立てられ、調停進行の方向性やその方向性を前提とした必要な事情聴取について、調停委員会内の認識共有がされていると思われ、その評議を踏まえて、事情聴取を進めるべきこととなる。

もっとも、面会交流調停においては、当事者の心情や主張、子の意向や心情及び関係者を取り巻く状況が変動することがある。したがって、続行期日においても、その点も留意し、仮説を常に修正し、修正した仮説に基づいた事情聴取をするなど、臨機応変に対応する必要もある。

#### (協議問題2について)

調停委員は、当事者との直接的なやり取りによって、情報収集の最前線として活動し、対面又は書面評議によって、聴取で収集した情報を的確に裁判官に伝達し、情報共有をしていただいていると理解しているが、更に踏み込んで、事実関係、考えられる方策（調査官活用・調査の要否、試行的面会交流の提案等）、審判に移行した場合の帰すうや調停の進行方針についても、評議の上、裁判官と認識を共有していただければと考えている。

他方、裁判官の役割としては、得られた情報を分析の上、調査官の関与の必要性の検討、事件進行の方向性を判断し、評議の上、方向性を決め、現状

の進行で問題がないか判断し、場合によっては、調停進行の軌道を修正し、その進行に応じた事情聴取が何かを提示することなどが考えられる。また、当事者に対する働きかけについて、調停委員が当たるか、裁判官が当たるか、場合によっては、調査官調査によるかなども検討・判断し、評議の上、役割分担していくことになる。

調査官は、立会いの結果、どのような調整が可能か、調査の必要性等について、調停委員会に進言することが求められており、それらが円滑に実施されるために、調停委員より、適時に、ためらうことなく、裁判官に対して、評議の申入れをしていただくことが不可欠である。裁判所としても、それらが円滑に実施されるために、裁判官・調査官における研さん、調停委員研修の実施、評議のシステム化等に取り組むことが求められている。

#### (協議問題3について)

相手方が認めている、診断書等の客観的な資料がある等、比較的容易にDV等の明らかな面会禁止・制限事由の存在が認められる場合には、それを前提とした進行が検討されるべきであり、そうでない場合は、事実関係について、慎重に聴取の上、DV等の有無が判断される必要がある。

一般的には、面会交流を妨げるとする主張を裏付ける具体的な事情を丁寧に聴取し、客観的な裏付け資料の有無を尋ね、その提出を求め、他方には、それらの事実の有無を丁寧に尋ねることが考えられる。

事情聴取に当たって留意すべき点としては、①聴取の過程で、当事者の一方の主張を認めているかのような誤解を与えないようにすること、②両当事者の心情に等しく配慮することが考えられる。

事実認定をするには、時には矛盾点を突くなど踏み込んだ聴取をすることも考えられるが、当事者と調停委員が議論になってしまふと調停の進行が困難になってしまうことも想定され、そもそも事実認定に一定の限界がある調停手続において、どこまで事実を突き詰めるべきか自体が難しい問題である

ことから、そのような踏み込んだ事情聴取を検討すべき場合は、調停期日における事情聴取事項・方法・時点・主体、調査官の活用（例えば、期日立会い、調査官調査（当事者の主張整理））等についても、調査官の関与を求めるなどしつつ、評議をして、調停委員会の方針を決定すべき場合もある。

以 上